

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 環境厚生分科会		会議場所 全員協議会室 担当職員 坂田
日 時	平成26年9月25日(木曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 4 時 28 分
出席委員	立花 眞継 苗村 酒井 井上 藤本 西口 竹田		
理事者 出席者	中川環境市民部長 西田環境市民部市民生活・保険医療担当部長 吉村環境政策課長 塩尻環境政策課担当課長 西田環境政策課副課長 小川健康福祉部長 玉記健康福祉部保健・長寿担当部長 広瀬子育て支援課長 中村障害福祉課長 松村障害福祉課副課長 小栗高齢福祉課長 山内介護保険係長 松本いきいき支援係長 大矢健康増進課長		
事務局	藤村事務局長 阿久根副課長 坂田		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

～ 10 : 05

3 事務事業評価

[理事者入室] 環境市民部

(1) 浄化槽設置整備事業

< 環境市民部長 >

概要説明

< 環境政策担当課長 >

資料に基づき説明

～ 10 : 13

[質疑]

< 酒井委員 >

目標設置基数と実績数は。

< 環境政策担当課長 >

目標107基、実績16基。地域再生計画に基づき、5年間で設置率を50%にしようとして計画している。50%に主眼を置いたため、このような乖離になった。

< 酒井委員 >

目標の50%は達成したのか。

< 環境政策担当課長 >

達成していない。

< 酒井委員 >

目標を50%に主眼を置いた結果はどうか。

< 環境政策担当課長 >

アンケート調査の結果によるとリフォームや永住志向に問題がある。今後も公共水域保全是大切であり、国や府の補助制度を活用し、補助事業を存続し整備促進を目指す。

< 酒井委員 >

市町村設置型の研究はどうか。また P F I の検討はどうか。

< 環境政策担当課長 >

市町村設置型は、行政が設置工事から全て行うため、宅地を持つ方と話がうまくいかない。また、廃止したときに撤去も行政が行うことになり、研究結果として個人設置型の上乗せ補助をしている。P F I の検討はしていない。

< 酒井委員 >

京都府水洗化総合化計画では P F I の手法も検討すべきとある。導入が進まない背景には個人負担が大きいこともある。個人財産への補助ということでなく、公共水域の保全で考えていただきたい。研究内容について詳しく説明を願う。

< 環境政策担当課長 >

市町村設置型を実施している京丹波町や綾部市等、補助率や維持管理について調査を行った結果、個人設置型にしている。

< 酒井委員 >

アンケート回収率は約 20%。リフォーム時の設置だから個人負担が大きく設置が進まない。亀岡市が責任を持って行っていないのは浄化槽だけである。公平性の観点から説明を願う。

< 環境市民部長 >

公共水域の保全等が目的にあるが、快適な住環境の整備も大きな目的である。そのなかで、行政と設置者個人の負担は一定考慮すべきである。公共下水・地域下水も、設置者や管理者が負担しており、全ての財源が公金ではない。公共下水・地域下水の負担、浄化槽設置に係る負担を考慮するなかで、平成 25 年度から 2 年間であるが亀岡市独自の上乗せ措置を行い普及に努めている。

< 酒井委員 >

合併浄化槽の維持管理については公金が入っていない。試算では個人設置の場合、年間約 8 万円になり負担が大きい。

< 環境市民部長 >

浄化槽の維持管理経費は認識をしている。設置には国や府の補助制度があるが、維持管理の補助制度について、現在国や府に要請を行っている。

< 酒井委員 >

国や府への要請は大事であるが、補助制度がないからしなくていい理由にはならない。現在のままで目標が達成できると考えているのか。

< 環境市民部長 >

現在の負担割合で、目標に対し到達できるよう一層普及に努める。

< 井上委員 >

現在の進捗率は。

< 環境政策担当課長 >

40%である。

< 井上委員 >

5人槽と7人槽の平均設置費用は。

< 環境政策担当課長 >

5人と7人の区分けは分からない。宅地面積や立地場所、浄化槽の設置場所により、

- 大きく変わるが、補助金申請時の見積書から個人負担は9万円から35万円である。
- <井上委員>
リフォームに併せて設置する方が多いとのことであるが、リフォーム情報をどのように掴んでいるのか。
- <環境政策担当課長>
浄化槽設置届や建築確認、浄化槽設置業者からの情報である。
- <苗村委員>
全国浄化槽団体連合会の資料によると、市町村設置型個人負担9万円、個人設置型負担53万4千円、この金額から補助があり個人負担は低い。平成25年12月定例会で日高議員の一般質問に対し、市町村設置型より個人負担型が有利という答弁があった。その理由は。
- <環境政策担当課長>
近隣の市町村設置型個人負担が約32万円から40万円である。補助金上乘せを実施したことで、他市町村に比べて軽減されている。
- <苗村委員>
32万円から40万円が個人負担額か。
- <環境政策担当課長>
そのとおりである。
- <苗村委員>
全国浄化槽団体連合会の資料を見たことがあるか。
- <環境政策担当課長>
見た事はある。積算根拠は承知していない。
- <苗村委員>
維持管理経費が個人負担になるが、市町村設置型では維持管理経費が軽減されるという考え方で良いか。
- <環境市民部長>
浄化槽設置者には法律に基づく設置者の責任があり適正な実施が求められる。
- <藤本委員>
目標設定107基に対し実績16基では、現状が把握できていないのではないか。これだけの乖離があれば、全然できていないと追及されても仕方がない。十分に検討し取り組むべきである。なぜこんな乖離が起きたのか。
- <環境政策担当課長>
個人設置型であり、経済の景気動向に左右されることが原因だと考える。
- <竹田委員>
上乘せ補助の見直しや、今回の基準等がどうか。
- <環境政策担当課長>
今年の実績との経過を見て検討していく。
- <竹田委員>
平成25年に上乘せ補助を行った基準の根拠は。
- <環境政策担当課長>
概ね1割を上乘せしている。額の設定は他市の状況を調査し決定をした。
- <西口委員>
上乘せ補助と広報だけでなく、浄化槽設置の影響も含めて、推進地域を設定して戸別訪問を行うべきである。今後の方向性は。
- <環境政策担当課長>

畑野町を推進地区と考えて、自治会で説明会を実施している。また工事中や完了後に、ご近所の方に見ていただくことも、設置業者にお願いをして実施している。

<西口委員>

目標達成のため、あらゆる手法を講じて実施されたい。水質汚濁防止を全面に市民にPRしてはどうか。

<環境政策担当課長>

公共水域の保全が大事と考えているので、PRができるように地元で説明会をするなど実施していきたい。また、浄化槽設置される際にキッチン、バス、トイレ全て改修すれば費用がかさむので、必要最小限トイレのみ実施すれば費用が少なくすむ等の説明を窓口に来られた方や完成検査時にしている。

<井上委員>

市町村設置型ならば、設置費用や維持管理経費はどれくらい必要なのか。

<環境政策担当課長>

把握していない。

<井上委員>

比較を行うのであれば試算は当然必要である。

<眞継副委員長>

地域再生計画の目標設定が50%のために、このような目標設定になっているのか。

<環境政策担当課長>

そのとおりである。

<眞継副委員長>

この目標設定はいつまで拘束されるのか。

<環境政策担当課長>

平成26年度までである。

<眞継副委員長>

平成26年度までは、この設置基数を目標にせざるを得ないということか。

<環境政策担当課長>

市として、そのような計画を申請した。

<眞継副委員長>

現実とは別に、その計画目標を予算に計上しなければならなかったのか。

<環境政策担当課長>

そのとおりである。

<眞継副委員長>

水質汚濁防止について、普及が進んだ地域と進んでいない地域の比較をした水質調査のデータはあるか。

<環境市民部長>

市内19河川を中心に桂川の合流点や各中流域でデータを収集しているが、浄化槽普及効果を断定する程のデータではない。

<眞継副委員長>

水質調査は環境マネジメントのデータだと考える。もう少しポイントを絞って効果を見るべきではないか。

<環境市民部長>

浄化槽と公共下水道、地域下水道が普及するなかで、公共用水域の保全を目標にしている。先ほどの測点で傾向を視ているが、浄化槽普及地域を断定できるデータではないということである。

<環境政策課長>

市内19河川35地点で水質検査を実施している。浄化槽区域と下水道区域の河川によって、BODや水素イオン等が浄化槽区域で極端に悪いなどの結果は見られていない。

<眞継副委員長>

水質調査による完全な効果測定は難しいと考えるが、事業目的としている以上は、推進による効果の確証が必要と考える。また目標50%が達成した場合でも50%が残るが、その後の考えは。

<環境市民部長>

その段階で新たな目標を設定することになる。

<眞継副委員長>

大規模リフォームについて説明されたが、建築住宅課が耐震診断を実施しており、上手くリンクをして事業の推進ができるように願う。

<酒井委員>

個人設置の方が安く済むのは設置経費で、維持管理経費は必要である。浄化槽法に定められている水質検査の受検率は高くないのは、設置者個人が自費でなかなか検査を受けようとしにくいからである。そうすると公共用水域の水質保全を個人責任で済ませていいのか。やはり市が責任を持ち管理する方が目的達成できるのではないか。地域再生計画だけではなく、京都府の目標や第5次亀岡市生活排水処理基本計画で目標を定めている。地域再生計画が終了しても、第5次亀岡市生活排水処理基本計画の目標は継続するので、その目標に向かって努力しないといけない。現事業を継続するだけでは、どの目標も達成できるように思えない。根本的に手法を考え直す必要があると考える。今後の見通しは。

<環境政策課長>

設置経費の負担もあるが、自立的に適正な維持管理ができることが大事で、設置しても維持管理がされないのでは何にもならない。市町村設置型の場合、適正な維持管理ができるという効果はあるが、未収金という新たな課題も発生してくる。全体のバランスを見る中で、緩やかに普及を進めている状況である。

<環境市民部長>

市町村設置型と個人設置型の事業仕様は、答弁しているとおりである。今後、なお一層普及促進に努めていきたい。

<酒井委員>

未収金が発生するからできないのでは、結局水質保全ができない。このまま緩やかに進めていくということは、目標を掲げるだけで、実際に取り組む姿勢がないのではないか。

<環境市民部長>

維持管理については、当然法律に定められている管理責任がある。普及促進については、先ほどから答弁しているとおりである。

<藤本委員>

市町村設置型にも問題点があると思うが、普及推進をしている市もある。他市の事例を研究して普及に努める考えは。

<環境市民部長>

永住志向等の地域特性を含めて、他市と比較を行った上で亀岡市は個人設置型の普及を推進している。

[評価]

< 立花委員長 >

各委員の評価を確認する。

1	目的設定は妥当である。	4名、	1名、	× 2名
2	公的関与の範囲は適切である。	6名、	1名	
3	手法は適切である。	1名、	5名、	× 1名
4	活動実績は妥当である。	1名、	3名、	× 3名
5	成果の取り方（指標）は適切か。	1名、	6名	
6	十分成果があらわれている。		3名、	× 4名
7	コスト削減の余地はない。	5名、	2名	
8	財源は適切である。	4名、	3名	
9	公平性が評価できる。	2名、	5名	
10	他事業との類似性、重複はない。	7名		
11	事業を休止・廃止した場合の影響が大きい。	6名、	1名	

< 立花委員長 >

評価について挙手を願う。

休止	0名
廃止	0名
継続	0名
現状維持	0名
改革改善	6名
拡充	1名
その他	0名

< 立花委員長 >

事業に対する意見や改善点等について、意見を求める。

< 酒井委員 >

目的である公共用水域の水質保全から考えると、未収金等は別の話で、市が維持管理に関与して正しく検査が行われるようにする必要がある。目標を掲げているが、現状のままでは到底達成の見込みがない。PFIの検討もされていないということであるが、市町村設置型の実現を目指して検討されたい。

< 竹田委員 >

河川や地域の水質汚染だけでなく、1軒あたりのBOD等の負荷がどれくらいで、この地域を改善することにより、どれだけ負荷が減るといったPRの実施やトイレ部分だけの改修費用モデルプランを提示するなど検討されたい。

< 苗村委員 >

人口の減少も大きな問題であり、環境改善を含めて住みたいと思える地域になるよう、手法を考えながら、目標を達成すべきである。

< 藤本委員 >

目的に対して100%達成が理想である。現実的な目標設定と予算設定をした上で推進を願う。

< 井上委員 >

目標設定のあり方と成果に対する分析や行動を明確にして実施を願う。

<立花委員長>

浄化槽設置整備事業の評価は「継続・改革改善」とする。評価について理事者の意見を求める。

<環境市民部長>

継続・改革改善ということで、事業の目的には概ね賛同いただいたと考える。目標設定の仕方や目標達成に向けた事業手法について、亀岡市としては地域特性を考慮し、他市町村の事例を踏まえて個人設置型の普及に努めている。維持管理については、個人負担の軽減を図るため国や府に要望しているが、法に定める管理者責任について、関係機関とともに亀岡市も指導しているところである。目標について、十分に到達していないことや今回の意見も踏まえて、より一層の普及に努めていきたい。

<立花委員長>

以上で、事務事業評価「浄化槽設置整備事業」を終了する。

[理事者退室]

~ 11 : 16

[理事者入室] 健康福祉部

(2) こども医療費助成経費

<健康福祉部長>

概要説明

<子育て支援課長>

資料に基づき説明

~ 11 : 25

[質疑]

<苗村委員>

予算に対して、伸びが低い理由は。自己負担3千円の根拠は。年齢別の件数と金額は。

<子育て支援課長>

医療費は、その年によって増減が激しい。感染症やインフルエンザが流行した場合は高額になる。一定額以上の高額負担を助成しており、京都府と同額にしている。入院の0歳から小学校卒業まで673件、2741万7882円。中学生は58件、351万2395円。通院が0歳から3歳未満は2万9742件、4070万1817円。3歳から小学校就学前は3万6646件、4753万4324円。小学生は1590件、914万7059円。中学生は213件、119万4445円。

<苗村委員>

京都市は通院も小学校卒業まで現物給付で実施している。なぜ亀岡市は現物給付できないのか。

<子育て支援課長>

現在、国民健康保険団体連合会を含めて検討をしている。

<苗村委員>

自己負担3千円について、京都府の根拠は。

<子育て支援課長>

医療費高額負担について、一定額以上の公費負担の趣旨で始まった制度である。

<苗村委員>

自己負担3千円の設定根拠は。

<健康福祉部長>

京都府の根拠について、制度導入の際に有識者や医師等で議論が行われ、一般患者が窓口で支払う一定ラインが3千円として設定されたと推測をしている。

<苗村委員>

1学年ずつ実施する場合の経費試算額は。

<子育て支援課長>

小学校6年まで実施で約1億6千万円。1年生のみで約4600万円。実施の場合は、市民や医療機関への周知期間やシステム改修等から、4月実施は難しく9月実施が適当であると考えている。

<井上委員>

償還払いは、申請から振り込みまで約2ヶ月と期間が長い、手続きの流れはどのようになっているのか。また、領収書を市役所窓口を持参とあるが、働いている保護者であれば、平日の来庁は難しいと考えるが、どのように対応しているのか。

<子育て支援課長>

会計処理を含めれば時間がかかるため、支払いは最長2ヶ月になる。窓口に来られない方への対応は、事前に電話があれば5時以降の時間外でも受け付けをしている。

<井上委員>

郵送は受け付けていないのか。

<子育て支援課長>

支払い手続きが漏れる場合もあるので、窓口で受け付けている。

<井上委員>

振込日が月末頃になるのは何故か。

<子育て支援課長>

1ヶ月分をまとめて会計処理を行うために、振り込みが月末になる。

<井上委員>

出来る限り迅速な対応を願う。

<苗村委員>

今後の課題には、「さらなる対象年齢の拡大には多大な経費が必要となる」とあるが、京都府下の状況を見ると亀岡市の遅れが目立っている。子育て支援の大きな柱として、どのように考えているのか。

<子育て支援課長>

京都府内の他市状況は把握し、必要性も認識している。京都府も拡大に向け検討をしている。市としても検討するとともに、国や府に財源確保の要望をしていく。

<藤本委員>

平成23年から25年まで毎年制度拡大をしており、財源確保さえできれば、通院も中学卒業まで現物給付で実施ができるが、現実には厳しいと考える。償還払いは5年以内であれば複数月の申請もできるが、広報はどのようにしているのか。

<子育て支援課長>

市のおしらせやホームページ、窓口でチラシを配布して周知している。

<酒井委員>

他市が実施しているからではなく、どのような考え方で拡充を行うのか。

<子育て支援課長>

市民の要望の高さを認識している。市全体の財源を十分に見極めながら検討していかなければと考えている。

<酒井委員>

もし拡充するのであれば、他市と歩調を合わせるのではなく、亀岡市の姿勢を明確にしてアピールできるような形で実施されたい。

<藤本委員>

財源の問題はあるが、0歳から中学校卒業までの通院無料化に向け努めていただきたい。

<子育て支援課長>

中学生卒業まで、すぐには無理かもしれないが、財源の確保をしながら計画的に進めていきたい。

～ 11 : 49

[評価]

<立花委員長>

各委員の評価を確認する。

1	目的設定は妥当である。	7名	
2	公的関与の範囲は適切である。	6名、	1名
3	手法は適切である。	5名、	2名
4	活動実績は妥当である。	5名、	2名
5	成果の取り方(指標)は適切か。	6名、	1名
6	十分成果があらわれている。	5名、	2名
7	コスト削減の余地はない。	4名、	2名、×1名
8	財源は適切である。	2名、	4名、×1名
9	公平性が評価できる。	4名、	3名
10	他事業との類似性、重複はない。	7名	
11	事業を休止・廃止した場合の影響が大きい。	7名	

<立花委員長>

続いて評価について挙手を願う。

休止 0名

廃止 0名

継続

現状維持 2名

改革改善 1名

拡充 4名

その他 0名

<立花委員長>

事業に対する意見や改善点等について、意見を求める。

<藤本委員>

今後も国や府に財源確保の要望を行い、中学校卒業まで通院助成拡充に努められたい。

< 苗村委員 >

1 学年ずつでも通院無料化を実施されたい。また償還払いではなく現物給付で実施をされたい。

< 井上委員 >

財源確保ができれば拡充の方向で検討されたい。また償還払いの振り込みをできるだけ早期にされたい。

< 酒井委員 >

目的にある健やかに子どもを生き育てる環境づくりについて、現在の手法が最適なのかを検討した上で実施されたい。

< 立花委員長 >

酒井委員が考える具体的な手法とは。

< 酒井委員 >

拡充をするのであれば、本当に適しているのかどうかを慎重に検討されたい。

< 眞継副委員長 >

拡充をするのであれば、応分に負担される方についても十分に考慮した上で、必要な方に必要な施策が行き渡るような拡充策を検討されたい。

< 立花委員長 >

こども医療費助成経費について評価は「継続・拡充」とする。評価について理事者の意見を求める。

< 健康福祉部長 >

亀岡市において、こども医療費制度は子育て支援の重要施策であり、平成 22 年に請願が採択された以降も、市として出来る限りの努力をしてきた。現制度で改善すべきところは、市民要望に応えるように努力をしていきたい。京都府も拡大について検討をしており、そうしたことも考慮に入れながら、国や府に財源確保の要望をしていきたい。市の考え方を定めた上で、財政状況を見極めながら、来年度の予算化に向けて検討を行う。

< 立花委員長 >

以上で、事務事業評価「こども医療費助成経費」を終了する。

[理事者退室]

~ 12 : 05

< 立花委員長 >

先程の事務事業評価について分科会の意見をまとめる。まず、こども医療費助成経費のまとめについて意見を求める。

< 藤本委員 >

この事業は子育て支援の中で重要な施策であるという観点や公平性の観点から、所得で区別するのではなく、中学校卒業まで一律無料化を求めていくべきと考える。

< 井上委員 >

正副委員長に一任にする。

< 竹田委員 >

出た意見をそのまま反映するのは難しいので、正副委員長に一任する。

< 事務局 >

意見が分かれている部分について、もう少し議論を深めていただきたい。

<立花委員長>

分科会として継続拡充になっているが、意見が二分しているところについて意見を求める。償還払いと現物給付についてはどうか。

<苗村委員>

償還払いが良いという意見はなかった。償還払いの2ヶ月という振込期間をできるだけ早期にという意見であった。

<立花委員長>

手法の考え方について、一律無料化と応分の負担について意見を求める。

<苗村委員>

所得制限か一律無料化を求めるのかは、意見が分かれるところであり、はっきりとさせておいた方がよい。

<西口委員>

目指すべきは一律無料化が望ましいと考える。

<眞継副委員長>

考え方によっては公平性の観点にも色々な見方があり、考え方は二分される。財源が無い場合も考えていかなければならないので、拡充を行う部分や時期、手法については、十分に検討をする必要があると考える。

<酒井委員>

子どもへの支援なのか、親の軽減負担を図るためなのかで違ってくるが、拡充する中で何を目的に実施をするのか、きちんと考え方をもって進められたい。

<竹田委員>

拡充についての具体的なことを入れない方がよい。出来る範囲で拡充を行うようオブラートに包んだ方がよいと考える。

<藤本委員>

基本的な子育て支援の中で、教科書無料化や医療費無料化は、経済的余裕があるなしでなく、義務教育の間は国・府・市が責任を持ち育てていくのが基本的な考えで、制度として一律に拡充すべきである。ただし財源が伴うので、償還払いや現物給付については、財源によって決めていけばよい。

<立花委員長>

「国や府の財源を要望しながら財源確保の上で、子育て支援として、通院について中学校卒業まで無料化を目指していただきたい」とすればどうか。

<苗村委員>

保護者の経済的負担の軽減を図ることについて、現物給付であるべきと考える。現物給付を入れるべき。

<竹田委員>

入れておけばよい。

<立花委員長>

「国や府の財源を要望しながら財源確保の上で、子育て支援として、通院について中学校卒業まで無料化・現物給付を目指していただきたい」で良いか。

<酒井委員>

「財源確保の上で」ではなく、「財源確保に努め」とされたい。

<立花委員長>

そのように修正し、文言については正副委員長に一任願う。次に浄化槽設置整備事業について意見を求める。

< 酒井委員 >

浄化槽を設置し、責任を持って水質検査を受けているのは約25%である。公共用水域の水質保全の観点から、市が設置して維持管理の責任を持つのが目的に合致している。設置も進まない、維持管理もされないでは意味がないので、市町村設置型を進めることで合意ができればと考える。

< 井上委員 >

財源確保ができれば市が行うべきと考える。

< 竹田委員 >

個人設置型の手法を評価した上で、その後に今あった意見を述べたらと考える。

< 苗村委員 >

個人設置型の上乗せ補助をした結果、実績は若干伸びたが目標には足りなく、達成したとはいえないので、制度のあり方として、個人設置型でなく市町村設置型に変えていくことも検討をされたい。

< 竹田委員 >

市町村設置型の検討を願うのではなく、それも含めたなかで検討されたいとしてはどうか。

< 眞継副委員長 >

地域再生計画は平成26年度で終了であり、平成27年以降は白紙だと説明された。平成27年度は違う計画段階に入るので、現実的な計画に努めていただきたいとすべきと考える。

< 酒井委員 >

担当課がなぜ地域再生計画ばかりを説明したのか分からない。第5次亀岡市生活排水処理基本計画に、浄化槽人口を平成24年度4324人から平成30年度6844人にするという計画があるので、現在ある計画目標を達成できるように、手法を検討されたい。

< 立花委員長 >

目標達成できるための事業展開と方向性を改革改善として求めてはどうか。現実的な計画を立てる。トイレ部分だけの改修促進を図る。設置者が維持管理も行う方向が必要。そのような内容でまとめてはどうか。

< 酒井委員 >

設置者が維持管理するのは、浄化槽法に定められている。個人が設置をして維持管理の義務を負うということでは水質保全ができないので、市が設置をして市の責任で維持管理をしていかなければ目的が達成できないということを知るようにされたい。

< 眞継副委員長 >

市町村設置型を進めるべきという意見は、分科会で一致ができないので、検討とすれば良いのではないか。

< 竹田委員 >

市は検討した結果、個人設置型にしているので、再度市町村設置型を含めて検討されたいではないか。維持管理については、その後の話になる。

< 立花委員長 >

維持管理についての意見を入れないということか。

< 竹田委員 >

分科会として、市町村設置型を進めることは一致できない。

< 立花委員長 >

ここで休憩をする。正副委員長で案をまとめて、再開時に確認を行う。

～ 12 : 40

< 休憩 12 : 40 ~ 13 : 30 >

< 立花委員長 >

委員会を再開して、先程の事務事業評価について分科会意見について確認する。「平成25年度決算においては予算額と決算額とのかい離が大きく、改善が望まれる。今後は第5次亀岡市生活排水処理基本計画に基づき、現実に即した目標設置、予算化を行い、目的及び効果を市民に周知し、促進に努められたい。目的である公共用水域の水質汚濁、快適な住環境整備を目指した事業手法については、市の関与の仕方を含め検討が必要である。」何か意見はあるか。

< 酒井委員 >

現実に即した目標設置の部分について、計画を達成するに適した事業設計にされたい。また水質汚濁は水質汚濁防止にされたい。

< 眞継副委員長 >

酒井委員の意見を踏まえて、現実に即した目標設置を適切な目標設置とすればどうか。

< 酒井委員 >

問題があるのは目標数値ではない。適切な目標設置にすると、目標を下げるように受け止められないか。上手く整理できれば表現は正副委員長に任せる。

< 立花委員長 >

文言については正副委員長に一任を願う。

< 全員了 >

～ 13 : 35

[理事者入室] 健康福祉部

(3) 地域生活支援経費

< 健康福祉部長 >

概要説明

< 障害福祉課長 >

資料に基づき説明

～ 13 : 50

[質疑]

< 井上委員 >

目に見えない障害を持っている方について、理解を深めるための活動や支援体制は。

< 障害福祉課長 >

精神障害の場合は、まず地域からの相談により、近所の人々が接し方が分からないということからつながる場合が多い。精神障害の人は怖い、どう対応していいかわからないという声が出てくるが、精神障害の人を支えるには、地域の人々が近場で関わりを持つことが大切である。しかし、最初は不安のほうが大きく、拒否から入る。時間はかかるが、まずは出会っていただく場として、相談支援や他の事業を通じて、

理解を広げていく手法を取り組んでいる。

<井上委員>

障害者の就労支援はどのように行っているのか。

<障害福祉課長>

相談支援ネットワークの中に、国の就労支援相談事業所として、障害者就労・生活支援センターがある。市の相談支援、支援センター、ハローワークと連携しながら対応している。登録者は約350人で、平成25年度は約40名がセンターを通じて一般就労に結びついている。

<井上委員>

亀岡市内の就労先はどれくらいか。

<障害福祉課長>

平成25年度に就労した約40名のほとんどが亀岡市内である。

<竹田委員>

委託成果の報告はどのようにされるのか。

<障害福祉課長>

相談支援ネットワーク会議を毎月開催しており、個別相談を重ねるなかで、個別の相談を全体の施策に結びつけると言う手法で支援をしている。

<竹田委員>

それはネットワーク会議のあり方で、それぞれの委託事業の報告をどのように受けているのか。

<障害福祉課長>

例えば亀岡市障害者相談支援センターお結びの実績報告は、相談人数302名のうち新規129名。年間を通じた生活支援の成果として、不登校や入院時の付き添いなど、柔軟な制度利用を可能にし、社会資源を増やすことができたなど、様々な事例の報告を年間の実績報告でいただいている。

<竹田委員>

そのような個別の報告を、週報や月報などで亀岡市が把握しているか。1年間の最後に実績報告で受けているのかどうか。

<障害福祉課長>

毎月1回、相談支援ネットワーク会議で、相談事例にかかる情報交換をしている。

<竹田委員>

委託事業先から、亀岡市が毎月報告書を受けているのかどうか。

<障害福祉課長>

資料3枚目に主な相談支援等連携の実績を記載している。

<竹田委員>

委託先から定期的に月報等を受け取っているのかどうか。

<障害福祉課長>

報告書は1年間に前期と後期の2回提出をいただいている。

<竹田委員>

年2回の報告から、行政施策に反映されたことはあるのか。

<障害福祉課長>

連携や報告を通じて、いまある制度基準の緩和などが成果として反映されている。

<竹田委員>

それを基に、新たな制度の立案はあるか。

<障害福祉課長>

平成25年度に新たな制度の立案はないが、制度の基本的マニュアルはその都度修正をしている。

< 苗村委員 >

資料3枚目、地域活動支援センター事業について、信和福祉会が圭の家を設置されているが、他にはないのか。

< 障害福祉課長 >

地域活動支援センター「圭」は、定員10名程度で、突然行っても居場所を提供する事業として開設いただいている。精神障害の方は、利用人数が多い場合に居場所が確保できない方もいる。既存の作業所の中に、日中一時支援事業として、毎日通うところではなくて、いっときの居場所を提供していただく事業も実施している。ただし、それだけでは資源が足りないという状況で、より小規模の5人程度で、地域に気軽に寄れるサロンをボランティアの支援を受けながら増やすべきという意見をいただいている。

< 苗村委員 >

そのような活動の場は、市内に何ヶ所あるのか。

< 障害福祉課長 >

日中一時支援の事業所が何ヶ所がある。ボランティアを中心に運営している事業所は2ヶ所。

< 苗村委員 >

その事業予算は、このなかに入っているのか。

< 障害福祉課長 >

今回の評価対象事業には入っていない。

< 苗村委員 >

市の持ち出しが大変増えていると説明されたが、その金額は。

< 障害福祉課長 >

資料3枚目に、3事業の決算内訳を示している。地域生活支援事業の補助対象は、国2分の1、府4分の1であるが、国が予算の範囲内という補助になっており、国が今年度の補助金を一方的に内示してくる。平成24年度の補助率は100%であったが、平成25年度は88.15%であった。

< 苗村委員 >

補助対象から外れた金額は。

< 障害福祉課長 >

補助対象事業費1688万9968円のうち、本来の補助額は1266万7千円になるが、実際の補助金は約1100万円であり、約160万円が市の持ち出しである。

< 立花委員長 >

委託先と情報を共有して連携できているのか。

< 障害福祉課長 >

資料3枚目に連携の実績がある。委託先から実績を前期と後期に分けて報告いただいているが、相談支援ネットワーク会議10回、随時個別ケース会議212回、随時連携訪問85回、子どもに関わる相談支援ネットワーク会議3回、障害福祉課担当と地域活動支援センターと相談機関と連携して精神障害者グループワーク交流サロン「はあと」を32回実施、丹波支援学校卒業生進路相談調整会議22回、教育委員会の修学指導委員会に初めての参加、発達障害支援にかかる圏域普通高校との懇談会1回、圏域相談支援ネットワーク会議12回、相談支援担当者個別困難ケ

ー ス支援検討会議 9 回が委託先に任せきりではなく、日々連携を行い市が関わった実績である。

< 立花委員長 >

支援の必要な人に広く十分な施策が行われているのか。

< 障害福祉課長 >

亀岡市障害者相談支援センターお結びの相談 302 名のうち、129 名が新規の相談者であり、突然に相談が出てくる事例も増えており、実際の相談対象人数の把握が難しく、現在の相談支援を担当している障害福祉課や委託先、相談支援者でも足りない状況である。

< 苗村委員 >

302 名が相談に来られた結果、サロンや色々な活動に参加できるようになったなど、支援の受皿についてはどうか。

< 障害福祉課長 >

相談はきっかけであり、最終的な支援ではない。実際に通う場所が見つかり、生活のリズムを確保することが結果となる。最初に既存の資源に結びつき、昼間に通うところができても、帰った後も社会参加をしたいなど、その人のニーズに合わせて相談支援は継続され、ひとつ資源に結びついたからそれで終わりとはならない。ニーズが増えれば増えるほど、資源がこれで足りるということはない。

< 竹田委員 >

多角的な支援が必要な方の場合、必要なデータを共有するためのネットワークはあるのか。

< 障害福祉課長 >

相談支援センターの個別支援計画を基に、利用される作業所がそれぞれ個別計画を連携して作成する。

< 藤本委員 >

身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員の人数は。

< 障害福祉課長 >

身体障害者相談員 9 名、知的障害者相談員 4 名、精神障害者相談員 2 名である。精神障害者相談員は 2 名のため、他の相談機関と連携する中でカバーをしている。身体障害者相談員、知的障害者相談員は、当事者や当事者家族から推薦をいただき、相談員になっていただいている。

< 藤本委員 >

相談は障害者として認定された方のみか。

< 障害福祉課長 >

障害認定を受けた方だけの相談でなく、障害の判定が分からない状態からの、一般相談を含めてである。

< 藤本委員 >

障害を認定する認定者の人数は。

< 障害福祉課長 >

亀岡市では認定をしていない。身体障害者手帳は国の制度である。精神障害は府の制度で精神障害者手帳、知的障害者手帳を発行している。障害サービスの対象になる障害の定義は、国の身体障害者手帳で、府が発行する精神障害者手帳や知的障害者手帳は障害福祉サービスの対象の必須条件ではない。

< 藤本委員 >

認定には国や府に行かないといけないのか。

< 障害福祉課長 >

身体障害者の方が、障害福祉サービスを利用する時は、身体障害者手帳が必須になる。精神障害者や知的障害者の方は、医療機関の医師の意見書や京都府の判定機関の判定書で障害福祉サービスの対象とすることができる。

< 眞継副委員長 >

資料 1 にある相談新専門員設置経費と障害者相談員設置経費は直営事業。相談支援事業委託経費は委託事業で 3 6 5 日 2 4 時間態勢である。直営事業と委託事業の件数に開きがあるのは何故か。委託料の積算根拠は。

< 障害福祉課長 >

国の指針により、市町村が相談委託できるのは、委託相談の指定を受けている事業所である。亀岡福祉会と花ノ木は一般相談事業所として府の指定を受けており、亀岡市一般相談を委託しているが、委託をしなくても相談支援をする事業所になっている。積算根拠について、花ノ木への委託料 2 0 0 万円は、障害福祉課が直接採用している専門医の人件費相当額を根拠にしている。亀岡福祉会は、相談支援専門医の配置として、正職員 2 名、嘱託専門職員 2 名のうち 1 名を障害当事者であるピアカウンセラーとして、人件費を積算している。

< 眞継副委員長 >

委託経費の主なものは人件費か。

< 障害福祉課長 >

そのとおりである。

< 眞継副委員長 >

直営と委託で相談業務行っているのは何故か。

< 障害福祉課長 >

基本的に亀岡市が相談事業の実施主体である。市に専門の相談員を置いて相談業務を実施しているが、市の時間外や休日に対応していただける相談窓口を、更に地域に設置をしている。

< 眞継副委員長 >

業務時間外の相談件数は。

< 障害福祉課長 >

時間別の相談件数の資料を持ち合わせていない。

~ 1 4 : 3 5

[評価]

< 立花委員長 >

各委員の評価を確認する。

- | | | | |
|---|-----------------|------|-----|
| 1 | 目的設定は妥当である。 | 7 名 | |
| 2 | 公的関与の範囲は適切である。 | 6 名、 | 1 名 |
| 3 | 手法は適切である。 | 5 名、 | 2 名 |
| 4 | 活動実績は妥当である。 | 6 名、 | 1 名 |
| 5 | 成果の取り方（指標）は適切か。 | 4 名、 | 3 名 |
| 6 | 十分成果があらわれている。 | 4 名、 | 3 名 |
| 7 | コスト削減の余地はない。 | 6 名、 | 1 名 |
| 8 | 財源は適切である。 | 6 名、 | 1 名 |
| 9 | 公平性が評価できる。 | 6 名、 | 1 名 |

- 10 他事業との類似性、重複はない。 7名
 11 事業を休止・廃止した場合の影響が大きい。 7名

<立花委員長>

続いて評価について挙手を願う。

休止 0名

廃止 0名

継続

現状維持 0名

改革改善 2名

拡充 5名

その他 0名

<立花委員長>

事業に対する意見や改善点等について、意見を求める。

<苗村委員>

必要な人に十分な施策が行われているのか、何がどれだけ足りないのかを明らかにしていく必要がある。

<藤本委員>

委託先と情報共有を行い、個々の相談に応じた施策実施を心がけていただきたい。

<竹田委員>

本来は市が行う事業を委託しているのであり、人件費等の費用について現実を見ながら必要であれば予算要求をして拡充されたい。

<井上委員>

受けておられる人数が少なく感じるときは、積極的に出向くぐらいの気持ちで努力をされたい。医療連携についても、今以上の連携を行い情報共有をしながら、実施されたい。

<眞継副委員長>

事業を良い方向にするために、全体の進捗状況の把握に努め実施されたい。

<立花委員長>

地域生活支援経費について評価を「継続・拡充」とする。評価について理事者の意見を求める。

<健康福祉部長>

亀岡市は障害者窓口を1ヶ所に定めず、障害者が何処で誰に相談されても、必要な人に必要な支援が行われるようなチームで実施し、相談支援員や相談機関の人件費等の予算を組んでいる。社会型参加事業は、効率と効果から考え、市が単独で行うより、専門機関のネットワークが軽い民間法人に委託をしている。改善点については、予算に反映できるようにしていきたい。亀岡市は、障害の有無に関わらず地域の中で人格や個性が尊重され、お互いが充実した生活を送ることのできる社会を目指している。現在、新たに障害者福祉基本計画、第4期亀岡市障害福祉計画の策定をしており、十分に施策が充実していくよう進めている。議員各位の支援と協力をお願いします。

<立花委員長>

以上で、事務事業評価「地域生活支援経費」を終了する。

[理事者退室]

～ 14 : 49

< 立花委員長 >

事務事業評価について分科会の意見をまとめる。委託先と情報を共有して、個々の施策充実をさせて行くために、必要な人に何がどれだけいるかを明らかにし、施策充実を図りたいが良いか。

< 全員了 >

～ 14 : 50

< 休憩 14 : 50 ~ 15 : 00 >

[理事者入室] 健康福祉部

(4) 第 13 号議案 平成 25 年休日診療事業特別会計決算認定

< 健康福祉部長 >

概要説明

< 健康増進課長 >

資料に基づき説明

～ 15 : 07

[質疑]

< 眞継副委員長 >

薬剤の購入について、ロットでまとめると安くなるのではと以前に質問をした。その後において市立病院と単価比較をされたのか。

< 健康増進課長 >

市立病院と契約している業者と見積合せを行い、出来る限り安価になるよう努めている。

< 眞継副委員長 >

効果はあったのか。

< 健康増進課長 >

効果があった。

< 藤本委員 >

医師は足りているのか。

< 健康増進課長 >

休日の様子を見て医師会の管理者と調整をしており、必要な人数で診療している。

< 井上委員 >

医薬材料について、ジェネリックの割合は。

< 健康増進課長 >

資料を持ち合わせていない。

< 眞継副委員長 >

市民公開講座の内容は。

< 健康増進課長 >

医師会主催で、市民に対する講演会を年 1 回開催している。

< 眞継副委員長 >

休日診療事業と直接の関係は。

<健康増進課長>

直接の関係はない。

<竹田委員>

休日に開設できなかった日はあるか。

<健康増進課長>

休日は全て開設している。

<井上委員>

受診状況は0歳から16歳が6割を超えているが、毎年同じような傾向か。

<健康増進課長>

毎年同様の傾向で、3分の2程度が小児科の割合となる。

~ 15 : 11

(5) 第15号議案 平成25年度介護保険事業特別会計決算認定

<健康福祉部長>

概要説明

<高齢福祉課長>

資料に基づき説明

~ 15 : 43

[質疑]

<竹田委員>

介護認定について、認定日数が以前より遅くなっているのではないか。

<高齢福祉課長>

昨年度より遅くなっている。主治医の意見書が出てこない等の理由が考えられるが、現実に調査が追いついていない。

<竹田委員>

市のおしらせに調査員の募集がよくあるが、以前は医師の意見書が遅いという理由であったが、調査員の人数が不足しているのであれば、行政の努力で何とかするのではないか。

<高齢福祉課長>

非常勤嘱託が週5日4人、週3日4人の8人いるが、平成25年度においては7名の時があり、募集をしても条件に合う方がなく、調査が追いつかなかった。

<竹田委員>

区分変更が45日間と説明されたが、区分変更が遅れる理由は。

<高齢福祉課長>

更新申請が45日で、区分変更は36日である。

<竹田委員>

36日でも1月をまたぎ、次の給付時に煩雑さが出るので、努力をされたい。また、5ヶ所ある地域包括支援センター委託料の違いはなにか。

<高齢福祉課長>

国の基準に基づいている。亀岡市では高齢者人口6千人以上、3千人以上、3千人未満で委託料に差がある。

< 竹田委員 >

委託金額が多いところが高齢者人口も多いところであるが、人口が多いところの相談者数が少なく、人口が少ないところの相談者数が多いのは何故か。相談者数のカウントの仕方が一律でないのか。

< 高齢福祉課長 >

カウントの仕方について、再度確認をする。

< 竹田委員 >

介護ソフトを使用するにあたって、カウントのチェックを2重につけて、件数が2重に上がっている可能性がある。正しいデータでないと、効果が分からないので、精査をしていただきたい。

< 苗村委員 >

施設入所者の待機数は。利用率が要介護88.8%、要支援60.5%であるが、利用率についてどのように考えているのか。給付が伸びなかった理由は。

< 高齢福祉課長 >

平成25年6月1日時点で121人。サービス利用率が100%でない理由は、住宅改修や福祉用具購入に利用されたが、その後サービスを受けていないことや、現在入院されていたり、いざという時のために介護認定を受けておられる方が多いのではないかと推測している。居宅介護サービスは、申請者とともに認定者が増えて伸びている。施設介護サービスが約5800万円の減額になっている理由は、介護療養病床の亀岡シミズ病院が平成24年12月に45床減少、平成25年4月に亀岡病院が44床を減少し、介護療養型老人保険施設90床に転換された。療養病床と老人保健施設の介護報酬単価の違いである。入所については順次稼働されているため、前年度より減少したと分析をしている。

< 苗村委員 >

介護療養型老人保険施設は満床なのか。

< 高齢福祉課長 >

90%である。

< 苗村委員 >

要介護88.8%、要支援60.5%の利用率について、調査をしていないのか。

< 高齢福祉課長 >

調査はしていない。

< 苗村委員 >

先ほど述べられた理由は推測か。

< 高齢福祉課長 >

推測である。

< 井上委員 >

P284、介護予防サービスの金額について、今後の見通しはどうか。 P294、介護給付費準備基金積立金について、枯渇することはないか。基金の状況や推移はどうか。

< 高齢福祉課長 >

高齢者が一番多くなる年度には、現在の2倍近くなると予測している。介護予防について、国は住み慣れた地域や自宅で過ごしていただくようにしており、それに伴い給付費が上がると考えている。平成27年4月の保険料見直しに、この基金を充当して保険料を算定する。

< 井上委員 >

介護予防サービスについて、今後の人口や金額の試算はどうか。

< 高齡福祉課長 >

現在、第6期介護保険事業計画を策定しており、人口や給付の伸びについて試算をしているところである。

< 苗村委員 >

P290、元気アップ体操等の色々な予防事業を実施しているが、目に見えた効果はあったのか。

< 高齡福祉課長 >

最初と最後に基本チェックリストの実施や、カンファレンスを実施している。継続が大事だが、一定成果はあったと考えている。

< 苗村委員 >

待機者が121人で、老人保健施設の利用率が90%だが、待機者を解消するため施策は。

< 高齡福祉課長 >

平成25年6月1日現在121人のうち、要介護度4、5の方が53人である。現在、亀岡たなばたの郷40床、グループホーム亀岡清泉荘9床、また6月補正でのグループホームが9床で全58床となり、53人については解消すると考えている。

< 立花委員長 >

今後において要支援1、2が市町村に移行するが、介護保険事業特別会計から、どの部分の施策が市町村事業に移行をするのか。平成27年の第6期介護保険事業計画において保険料の算定が行われるが、保険料の見通しは。

< 高齡福祉課長 >

デイサービスとホームヘルプサービスが、介護給付費の居宅サービス給付から地域支援事業の介護予防事業に移行するが、介護保険事業特別会計から金額が抜ける訳ではない。保険料の単価設定は市が行うが、国で一定の基準を示し、基準以下で設定することになるので、直接影響はしないと考える。

< 立花委員長 >

介護給付費から地域支援事業に移行するだけと説明をされたが、要支援1、2が介護保険制度から外されることにはならないのか。

< 高齡福祉課長 >

大きくは介護給付費と地域支援事業に分かれる。介護給付費は全国一律のサービスで、地域支援事業は市町村が取り組む事業である。

< 竹田委員 >

財源は介護保険だが、内容は市町村が検討するという理解でよいか。

< 高齡福祉課長 >

そのとおりである。

< 眞継副委員長 >

認定審査にかかる日数は遅れているが、認定をしたにも関わらずサービスを利用していない方もいる。認定をする際に、認定者イコール利用者というような認定をすれば、認定にかかる日数が短縮するのではないか。

< 高齡福祉課長 >

新規申請の傾向として、病院の地域連携室が申請をするが、状態が安定してないので、調査に行けず医師の診断書も提出がされないというケースが増えている。

< 眞継副委員長 >

特殊ケースでなければ30日以内に認定しているが、今説明されたようなケースが

あるから、全体の認定日数が伸びているということか。

< 高齡福祉課長 >

平成25年度申請件数は、月に245件から353件で月平均308件のうち新規100件、今年度の7月は最高で360件の申請があった。申請は年間を通して波がある。基本的に申請理由を確認するが、申請されたら調査を実施し認定審査を行う。

< 眞継副委員長 >

認定作業全体を見たときに、全ての作業が詰まっている訳でなく、どこかに停滞するボトルネックがあり、そこに力を入れれば、他の作業は流れていくのではないか。それを分析し、どこに力を入れれば良いかを検討されたい。

< 竹田委員 >

新規申請の調査は行政しかできないのか。

< 高齡福祉課長 >

基本的に新規は市が行っている。ただし京都市は指定事務受託法人の京都市立病院協会に委託して調査している。

< 竹田委員 >

亀岡市内に受託法人はないのか。

< 高齡福祉課長 >

資料がないため分からない。

< 竹田委員 >

調査員の不足であれば、市が募集をして雇用すれば良いが、亀岡市内に受託法人があれば、新規申請を委託すれば良いのではないか。

< 高齡福祉課長 >

京都市は他にも指定受託法人がある。福知山市も指定受託法人として社会福祉協議会があるが、直営が望ましいとなっている。

< 竹田委員 >

望ましいとなっているが、他市では実施されているので研究をされたい。

< 井上委員 >

認定を受けながら、自宅介護をされている介護者へのサポートはあるのか。

< 高齡福祉課長 >

基本的に介護サービスを使用していただくことになる。支援として在宅介護激励金を年1回3万円支給している。

< 井上委員 >

一生懸命頑張っている人が報われるようなサポートを検討されたい。

< 竹田委員 >

各介護保険施設を実地指導する中で、指摘事項等はあるか。地域密着型サービスは、使いにくいことがあるが実態はどうか。

< 高齡福祉課長 >

大きな指摘事項はない。今後分析を行う。

< 藤本委員 >

歳入歳出差引残額1億9928万5517円が出ていると言うことは、介護保険事業特別会計は潤沢に運営されているということか。

< 高齡福祉課長 >

基本的にサービスの給付見込みに見合う保険料を設定しており、必ずしも黒字が出れば良いとは考えていない。

[理事者退室]

散会 ~ 16 : 28